

重要事項説明書

(介護予防・生活支援サービス事業)

令和6年6月1日現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野118
代表者（職名・氏名）	会長 林 耕平
設立年月日	平成17年10月 3日
電話番号	0278-62-0081

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	水上デイサービスセンター	
サービスの種類	通所型サービス（総合事業）	
事業所の所在地	〒379-1618 群馬県利根郡みなかみ町阿能川1059-1	
電話番号	0278-72-8708	
指定年月日・事業所番号	平成28年 3月 1日	1072700626
実施単位・利用定員	1単位	定員35名
通常の事業の実施地域	みなかみ町全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービス（総合事業）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで 延長時間は、午前8時から午前9時15分まで及び 午後4時30分から午後6時までとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人（兼務）、非常勤 4人（兼務）
看護職員	常勤 1人（兼務）、非常勤 2人（兼務）
介護職員	常勤 4人（4人兼務）非常勤 10人（2人兼務）
機能訓練指導員	常勤 1人（兼務）、非常勤 3人（兼務）

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 松本有弘、清水直美、高橋尚也 鈴木かつ美、小野博美
管理責任者の氏名	管 理 者 松本 有弘

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所型サービス（総合事業）の利用料

利用料金は、基本部分と加算額の合計の額となります。

【基本部分】(例)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者 要支援1	17,980円(1月につき)	1,798円	<u>3,596円</u>
事業対象者 要支援2	36,210円(1月につき)	3,621円	<u>7,242円</u>

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算部分】

当事業所では、下記加算を算定させていただいております(厚生労働委大臣が定める基準に適合。群馬県への届出済み)。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定	要支援1	720円	72円	144円
		要支援2	1,440円	144円	288円
処遇改善加算(Ⅰ)※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合に算定。		所定の金額(基本料金+各種加算)に9.2%を乗じた額		

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、30分毎に100円の延長料金をいただきます。
食事	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	介護上必要な紙オムツ・パッド類が必要な場合、別紙価格表によりお買い上げいただいたものを使用いたします。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の周り品など)について、費用の実費をいただきます。 参考)洗濯代1回100円(更衣されたもの等の洗濯代)

(3) 自費料金利用

自費をお支払いいただくことで介護予防サービス計画に位置付けられた回数以上の利用を希望さ

れる場合、下記料金でご利用いただけます。ただし、定員等によりご希望に添えない場合もあります。

自費利用料金 1回あたり 1,500円

自費利用入浴料金 1回あたり 500円

その他の費用は、上記（２）と同じです。

（４）支払い方法

上記（１）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

ア．指定口座への振り込み

サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。

群馬銀行月夜野支店（普）0532102（福）みなかみ町社会福祉協議会

イ．郵便局口座からの自動振替

サービスを利用した月の翌月の25日（土曜及び日曜祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する郵便局口座より自動振替いたします。当該日に振替ができなかった場合、翌月の5日（土曜及び日曜祝休日の場合は直前の平日）に再振替いたします。

ウ．現金

サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 住所 電話番号	

10．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及びみなかみ町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11．苦情相談窓口

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管 理 者 松本有弘
 生活相談員 松本有弘、清水直美、高橋尚也
 鈴木かつ美、小野博美
 ○電話番号 0 2 7 8 - 6 2 - 0 6 0 6

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

みなかみ町役場町民福祉課 介護保険担当係	所在地 利根郡みなかみ町後閑318番地 電話番号 0278-62-2111
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理相談係	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323
社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会	(本所) 所在地 利根郡みなかみ町月夜野118 電話番号 0278-62-0081 (水上支所) 所在地 利根郡みなかみ町阿能川1059-1 電話番号 0278-72-4524 (新治支所) 所在地 利根郡みなかみ町新巻301-1 電話番号 0278-64-2366

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

1 3. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に挙げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 4. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者及び家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）
 - ②職員に対して精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたり

する行為)

③職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等)

15. 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその整髪を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. 身体拘束の禁止について

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、事業者及び介護者は利用者のそんげんと主体性を尊重することとともに、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束禁止のための措置を講じる。

17. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業所の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. 非常災害対策

事業者は、デイサービス災害時対応マニュアルに基づき、事業所の所在する地域の環境や利用者特性に配慮し、対応いたします。

19. 第三者評価について

実施していない。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地

事業者（法人名）社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会
代表者職・氏名 会長 林 耕 平 印

説明者職・氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、通所型サービス（介護予防通所介護相当）の提供開始及び個人情報について最小限の範囲で使用することに同意しました。

利用者

住 所 利根郡みなかみ町

氏 名 _____ 印

(利用者ご家族の場合)

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____ 印